大口町告示第55号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改 正する要綱

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱(平成19年大口町告示第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第4条に次のただし書きを加える。

ただし、大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

第4条第2号中「20年以上」を「10年以上」に、「その配偶者」を「その者の同居の家族で当該事業年度において満7歳以上となる同居のもの」に改める。

第8条を削り、第7条中「利用券の交付」の前に「前条第1項の」を加え、「リゾート施設」を「当該施設」に、「様式第3又は様式第3の1」を「様式第4の1 又は様式第4の2」に改め、同条を第8条とし、第5条及び第6条を削り、第4条の次に次の3条を加える。

(助成金額)

- 第5条 リゾート施設を利用する者に交付する助成金額は、1事業年度1人につき 次の各号のいずれか1回の助成とする。
 - (1) 宿泊を伴うもの 2,500円
 - (2) 日帰り 1,000円
- 2 別表第2に掲げる施設を利用する際に、次のいずれかを利用した場合は、前項 の助成金額に加え、1回に限り航空運賃として2,500円を助成する。
 - (1) 名古屋小牧空港発着 出雲空港便
 - (2) 名古屋小牧空港発着 いわて花巻空港便

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法より、町長に助成金の交付を申請するも

のとする。

- (1) 別表第1に掲げる施設を利用するときは、当該施設の予約が完了した後、利用日の当日までに、大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書 (様式第1の1又は様式第1の2。次条において「申請書」という。)を町長に提出するものとする。
- (2) 別表第2に掲げる施設を利用したときは、当該施設利用後に大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書(様式第1の3。次条において「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

(助成の方法)

- 第7条 町長は、前条第1号の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、大口町リフレッシュ利用券(様式第2。以下「利用券」という。)を申請者に交付する。この場合において、利用券の交付は助成金交付決定通知とみなし、助成金交付日はリゾート施設利用日とする。
- 2 町長は、前条第2号の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に助成金を交付する。

第9条中「助成を受けてリゾート施設を利用する者は、利用しようとするリゾート施設」を「別表第1に掲げる施設を利用する者は、当該施設」に改める。

第12条第1項中「契約者は」の前に「別表第1に掲げる施設を統括する」を加え、「リゾート施設」を「当該施設」に、「様式第4」を「様式第5」に改め、同条第2項中「契約者から」の前に「前項の」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第2条関係)

リゾート施設	事務所の所在地		
松江市観光協会加盟施設	島根県松江市中原町19		
遠野市観光協会加盟施設	岩手県遠野市新穀町5番8号		
南三陸町観光協会加盟施設	宮城県本吉郡南三陸町志津川字御前下51-1		

様式第1の1中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「20年以上」を「10年以上」に改め、同様式を様式第1の2とし、様式第1を様式第1の1とす

る。

様式第4中「3,000円」を「2,500円」に、「1,500円」を「1,000円」に改め、同様式を様式第5とする。

様式第3の1中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式 第4の2とし、様式第3中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様 式を様式第4の1とする。

様式第2中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第3 とする。

様式第2として次の1様式を加える。

受付番号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長

様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

リフレッシュ・リゾート施設利用助成金について、次のとおり申請及び請求しま す。

1	請求金額							
2	宿泊証明	(申請者が御施設を利用したことを証明願います。)						
		利用施設名						
3	交通費助成	有 ・ 無						
		有の方は裏面にご利用航空券の半券をお貼りください。						
4	利用者名	氏名	生年月日			続柄		
	(同居の家族のみ)		年	月	日			
			年	月	日			
			年	月	日			
			年	月	日			
5	口座番号	銀行等の通帳又はキャッシュカードのコピーを裏面に貼って						
		ください。						

[※]ご利用いただいた宿泊施設において宿泊証明欄に記載をご依頼ください。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施 要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行の日(以下「施行日」という。) 以後にリゾート施設を利用する者に適用し、施行日前にリゾート施設を利用した 者については、なお従前の例による。

(施行のため準備行為)

3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても 助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。